

て得たるものなり。(完結)

漢代の曆法より見たる左傳の偽作(第二回)

飯 島 忠 夫

五、左氏傳の曆法 其一

春秋の經文を離れて、單に左氏傳に於ける曆日の記事を點檢するに、(一)七十六年の週期あり、(二)歲星の運行に本づく十二年の週期あり、(三)歲星が百四十五年に一次を踰越するの事あり。今順序を追うて之が詳説を試みんとす。

(一)七十六年の週期

僖公五年 (B.C. 655) の傳に曰く、

春王正月辛亥朔。日南至。公既視朔。遂登觀臺以望而書。禮也。凡分至啓閉。必書雲物。爲備故也。

と。昭公二十年 (B.C. 529) の傳に曰く、

春王二月己丑。日南至。梓慎望氛曰。今茲宋有亂。國幾亡。三年而後弭。蔡有大喪。叔孫昭子曰。然則戴桓也。汰侈無禮已甚。亂所在也。

と。僖公五年より昭公二十年まで正に一百三十三年を経たり。試みに此數を點檢するに、 $133 \cdot 19 = 7$ にして剩餘なし。故に假に太初曆法によりて、之を十九年毎に正月朔旦冬至の事あるものとして測算すれば、昭公二十年は正に正月朔旦冬至の年に當れり。次に又同じ曆法によりて此日の干支を考ふるに、先づ一年を三百六十五日の四分の一として、百三十三年間の日數を計算すれば、 $365 \frac{1}{4} \times 133 = 48578 \frac{1}{4}$ を得。此剩餘は之を翌年に組込むべきものなれば、僖公五年正月辛亥朔より昭公拾九年十二月晦に至るまでの日數は 48578 にして、之を 80 にて除すれば剩餘 88 を得。此三十八日の最初の日は即ち辛亥なれば、最後の日は戊子なり。されば其翌日なる昭公二十年正月朔の干支は己丑ならざるべからず。然るに左傳の記事は此推定に反して、此年に於ける己丑冬至を以て二月中の事となせり。果して然らば此等の記事は太初曆の智識と何等の關係なきものゝ如し。然りと雖も左傳の著者が僖公五年以來特に此年のみに限りにて冬至の事及び其日の干支を記せるは、必らず何等かの重要な意義を有するものなるべし。是に於て翻りて經文を見れば、此年十一月に辛卯の日あり。之によりて逆算すれば、此年に於ける最初の己丑は實に二月中にありて、之を正月に溯らしむる能はず。吾人は是によりて始めて此記事中に潜める秘密を搜り得たるを感ず。思ふに此記事は、此年に於ける己丑冬至が、眞の算法による時は、正月朔旦に在るべきを暗示する

と同時に、春秋當時の曆家が此年以前に於て閏月一個の挿入を怠りたることを示さんとす
るものにあらざるか。若し吾人の想像にして誤らずんば、左傳の著者は既に太初曆若しく
は之に類似したる智識を有せるものならざるべからず。而して僖公五年及び昭公二十年
の記事は實に十九年及び七十六年の週期を豫想するものなるべきなり。

次に一步を進めて、僖公五年の正月辛亥朔旦冬至の記事の性質を調査するに、僖公五年は
實に漢武帝の太初元年 (B.C. 104) を距ること $655 - 104 = 551$ 年にあり。太初元年の前年は十
一月甲子朔旦冬至にして、之れを所謂周曆に換算すれば太初元年正月甲子朔旦冬至となる。
而して $551 + 19 = 569$ にして剩餘なきを以て、僖公五年の正月朔旦冬至の記事は、正に十九年毎
に正月朔旦冬至の現象を生ずるものとなせる太初曆の智識に合するものなり。又 $365\frac{1}{4} \times$
 $551 = 201052\frac{3}{4}$ 日にして、餘數 $\frac{3}{4}$ を翌年に廻し、其整數の部分 201052 にて除すれば、剩餘 15 を得。此
十二日の最初の日の干支は辛亥なるを以て、是より十二日を過ぐれば甲子を得。これ正し
く太初元年正月(夏曆に改むれば前年十一月朔が甲子なるの事實に合するものなり。然ら
ば則ち、僖公五年正月辛亥朔旦冬至の記事は、實に $365\frac{1}{4}$ を以て一太陽年とし、十九年を以て一
週期とし、従つて七十六年を以て又一週期とする太初曆の智識によりて、太初元年を起點と
して逆算したるものと全然一致すべきものなり。吾人は是に於て益、左氏傳の記事と太初
曆との間に密接の關係あるを感ぜざること能はず。

更に翻りて考ふるに、僖公五年正月辛亥朔旦冬至の記事は經文に見ゆるものにあらざし

て、たゞ傳文に錄せられたるのみ。之を其年の經文に徴するに、

九月戊申朔。日有食之。

あり。チャルマースの計算によれば、此日は太陽曆八月十一日に當り、其干支は即ち恰も戊申にして經文と一致す。是よりして逆算すれば、此年正月朔は壬子なり。又同氏の計算によれば、此年正月朔は冬至前二日に當り、絶えて辛亥朔且冬至の事なし。而して僖公五年正月辛亥朔且冬至の事は太初曆又は三統曆によりて計算し出されたるものなること、漢書律曆志に載する所の表を以て證すべし。吾人は是に於て始めて左氏傳の記事が其當時の實錄にあらずして、單に太初曆若くは三統曆によりて逆算せる結果を記載せるものに外ならざるとを確認す。從て吾人が先に昭公二十年二月己丑冬至の記事の性質を推測して、太初曆又は之に類似せる智識を含有せるものなるべしといへるも、亦誤謬ならざりしを知るなり。

(二) 歲星の運行に本づく十二年の週期

襄公二十八年 (B.C. 545) の傳に曰く、

春無冰。梓慎曰。今茲宋鄭其饑乎。歲在星紀。而淫於玄枵。以有時菑。陰不堪陽。

蛇乘龍。龍宋鄭之星也。宋鄭必饑。玄枵虛中也。枵耗名也。土虛而民耗。不饑何爲。

と。同三十年 (B.C. 543) の傳に曰く、

於是歲在降婁。降婁中而且。裨竈指而曰。猶可以終歲。歲不及此次也。已及。其亡也。歲在瓶訢之口。其明年乃及降婁。

と。昭公八年 (B.C. 535) の傳に曰く、

陳顛頊之族也。歲在鶉火。是以卒滅。陳將如之。今在析木之津。猶將復由。

と。同十年 (B.C. 532) の傳に曰く、

春王正月有星出于婺女。鄭裨竈言於子產曰。七月戊子。晉君將死。今茲歲在顛頊之虛。姜氏任氏實守其地。居其維首。而有妖星焉。告邑姜也。邑姜晉之妃也。天以七紀。戊子逢公以登。星。斯於是乎出。

と。同十一年 (B.C. 531) の傳に曰く、

景王問於萇弘曰。今茲諸侯何實吉何實凶。對曰。蔡凶。此蔡侯般弑其君之歲也。歲在豕韋。弗過此矣。楚將有之。然壘也。歲及大梁。蔡復楚凶。天之道也。

と。此等の記事は、皆歲星即ち木星の所在が、人事と密接の關係あるを示すものにして、星紀、玄枵、降婁、姬訢、鶉火、析木、顛頊之虛、豕韋、大梁等は皆天中に於て歲星の運行する種々の星宿を指すの名なり。星紀等の名は漢書律歷志によるに總て十二あり。今圖を以て之を示せば、左の如し。

又左傳中にある顛頊之虛は、玄枵の異名にして、豕韋は姬訢の異名なり。今左傳の記事に本づきて之を漢書律歷志に參し、襄公二十八年 (B.C. 545) 以後に於ける毎年の歲星所在を表示すれば左の如し。但し圓點を附せるは左傳に明記せられたるものなり。

(三歳星が百四十五年毎に一次即ち天周の十二分の一を踰越すること。

前項に列擧せる左傳の記事及び昭公三十二年(B.C. 520)の傳に於ける記事即ち

夏。吳伐越。始用師於越也。史墨曰。不及四十年。越其有吳乎。越得歲。而吳伐之。必受其凶。

は、共にまた歳星が百四十五年に一次即ち天周の十二分の一を踰越することを示せるものなり。今之を詳説せんが爲には、左傳と並立して同じく左丘明の著と稱せられたる國語の文を引用するを便利とす。國語の一篇たる晋語の中に、晋の董因が其君文公に對ふるの言を載するあり。曰く、

歲在大梁。將集天行。元年始受。實沈之星也。實沈之虛。晋人是居。所以興也。今君當之。無不濟矣。君之行也。歲在大火。大火闕伯之星也。是謂大辰。(中畧)以辰出而以參入。皆晋祥也。而天之大紀也。濟且秉成。必霸諸侯。子孫賴之。君無懼矣。

と。此文を左氏傳に對照する時は、僖公五年に木星大火の宿次にあり、同公二十三年に大梁の宿次にあるなり。左傳と國語とは一方に詳なることは他方に畧して、互に相輔翼するが如き組織と見えれば、今之と前項に於ける左傳の記事とを合して更に左の表を作る。

(*符を附せるは左傳又は國語に記事ある年なり)

	I	傳7
	II	傳19
	III	傳31
	IV	文10
	V	宣4
	VI	宣16
	VII	成10
	VIII	襄4
	IX	襄16
	X	襄28*
	XI	昭9
	XII	昭20
	XIII	昭20
	XIV	昭32*
		星紀

記の天官書によれば、牛女の分野は揚州に當りて、吳越の地を含みたり。されば越が歳星を得たりといふは、歳星が越の分野に在るを意味するものにして、又歳星が、此年に於て、星紀に宿るを示せるものに外ならず。此年は正に僖公五年を距ること一百四十五年にして、其間に歳星一次の踰越をなせり。前に掲げたる表に於て、歳星の踰越せる年を昭公十五年に係けたるは、左傳に何等の明文あるに非ず。たゞ後段に述ぶるの理由により三統歴の方法にて算出せる結果を記したるなり。

抑も歳星が百四十五年毎に一次を踰越する事は、太初歴に於ても尙未だ知られざりし智識にして、其始めて唱道せられたるは實に劉歆の三統歴なること、これ吾人が既に上文に於て詳論せる所なり。然らば則ち此左傳及び國語の記事を述作せるものは果して春秋時代若しくは戰國時代の人なるを得べきか。炯眼なる讀者は容易に其然る能はざるを認むべし。然りと雖も、左傳を説くに當りて國語の記事を引用せることは、或は讀者をして多少の疑惑を懐かしめ、吾人を以て附會の説を逞しうするものと思はしむることあらん。是故に吾人は更に左傳の記事のみによりて昭公十三年(B.C. 529)に歳星が大梁に居ること及び、同三十二年(B.C. 510)に析木に居らずして、其次の區劃なる星紀に入れる事は、全く三統歴によりて計算せる結果と一致するものなることを説明せんとす。

漢書律歴志は三統歴の書なり。其中に歲術といへる條項あり。これ即ち一定の年に於ける歳星の所在を算出する方法を記せるものなり。其文に曰く、

推歲所在。置上元以來外所求年。盈歲數。除去之。不盈者。以百四十五乘之。以百四十四爲法。如法得一。名曰積次。不盈者。名曰次餘。積次盈十二。除去之。不盈者。名曰定次數。從星紀起算盡之。外則所在次也。

と。玆に上元といへるは木火土金水の五星が同一點に在りし時を指すものにして、三統歴法にては、之を以て太初元年(B.C. 104)より十四萬三千一百二十七年以前と算定せり。又歲數といへるは、木星が天中を一週する年數の或倍數にして小數の部分を有せざるものを指し、三統歴法にては之を一十七百二十八年となせり。今此等の數によりて算出すれば、昭公十三年は上元以來十四萬二千七百三年に當り、昭公三十二年は同じく十四萬二千七百二十二年に當る。次に歲術によりて昭公十三年に於ける歲星の位置を算出すれば

$$(142703-1) \div 1728 = 82 \quad \text{剩餘 } 1006$$

$$1006 \times 145 + 144 = 1012 \dots\dots$$

$$1012 \div 12 = 84 \quad \text{剩餘 } 4$$

星紀を起點として第四番に至るまでを去れば、其次に来るものは大梁なり。此れ即ち此年に於ける歲星の位置に外ならず。又昭公三十二年に於ける歲星の位置を算出すれば、

$$(142722-1) \div 1728 = 82 \quad \text{剩餘 } 1025$$

$$1025 \times 145 + 144 = 1032 \dots\dots$$

$$1032 \div 12 = 85 \quad \text{剩餘 } 0 \text{ (或は } 12)$$

星紀を起點として第十二番に至るまでを去れば、其次に来るものはまた星紀なり。よりに昭公三十二年には歳星の位置星紀に在るを知る。以上二つの結果は皆左傳に記する所と符節を合するが如し。これ豈に偶然の一致といふべけんや。事の序に、昭公十三年及び三十二年の間に於て歳星が一次の踰越をなせるの年を調査せんに、其年は

$$142703 < x < 142722,$$

$$(x-1) \div 144 = \text{整数}$$

なる要件に合するものならざるべからず。此の如きものは即ち 142705 なり。此年は昭公十三年後二年にして、即ち昭公十五年これなり。

抑も左傳國語等の書を除きて、古書中歳星の位置の明瞭に記載せられたるものは呂氏春秋に於ける「維秦八年歲在涪灘」と、史記の歴書に於ける太初元年に成星が星紀に在ることゝの二あるのみ。而して太初元年の記事は最も信憑すべきものなり。凡そ歳星の眞の運行は八十七年に一次を踰越するものなれば、昭公三十二年 (B.C. 510) と太初元年 (B.C. 104) との間には $(510-104) \div 86 = 4 \dots$ 即ち四回の踰越あらざるべからず。故に太初元年に於ける星紀の位置より遡れば、昭公三十二年には星紀の位置に在らずして大火の位置に在るを眞なりとす。又三統歴によれば百四十五年毎に一次を踰越するものなれば、此二つの年の間には二回の踰越あるのみ。然る時は昭公三十二年には星紀の位置に在ることゝなりて、左傳の記事に合す。

上述べ來れるが如く、左氏傳には七十六年の週期あり、木星の運行に本づく十二年の週期あり、又木星が百四十五年に一次を踰越するの智識あり。而して此等の記事の實録なるを證明するものは、たゞ三統歴あるのみ。之を現代の天文學上の智識に照せば、皆其根柢を失ふものなり。然らば則ち左傳に於ける此等の記事は三統歴家の手に成れること斷々乎として明なるものあるなり。

〔附〕星紀、玄枵等の名は淮南子史記に見ゆることなし。淮南子及び史記にはなほ此等の位置を記するに二十八宿の名稱を以てせるのみ。即ち左の如し。

星紀	斗、牽牛。	玄枵	婺女、虛、危。	娵訾	營室、東壁。
降婁	奎、婁。	大梁	胃、昂、畢。	實沈	觜、參。
鶉首	東井、輿鬼。	鶉火	柳、七星、張。	鶉尾	翼、軫。
壽星	角、亢。	大火	氏、房、心。	析木	尾、箕。

星紀、玄枵等の名は始めて漢書に見ゆ。されば此種の名稱は武帝以後の時代に創造せられたるものなるべし。史記の天官書には星辰の名稱を記載すること頗る詳密なるにも拘はらず、一語も此等に及びしことなきは、其頃なほ此等の名稱なかりし明證なり。論者或は爾雅に此等の語を記載せられたるを以て其史記以前に存せざるべからざるを言ふものあらん。されど、こは却て爾雅の書が史記よりも後に出てたることを證するに過ぎざるのみ。爾雅につきては吾人別に説あり。其事別問題に屬するを以て今此處に詳論せず。

六、左氏傳の曆法其二

左氏傳の曆日は、屢、春秋の經文と齟齬す。古來説をなすもの、大抵之を以て、諸侯の國に於ける曆法の相違に歸し、周の正朔の既に諸侯の國に行はれずして、諸侯の中には夏の曆法を用ひ居るものあるの證となせり。此説の取るべからざるは既に春秋の曆法の條に於て概論したる所なれども、今又左に數例を掲げて其果して然るや否やを點檢せん。

(一) 晋の太子申生の死したる月

春秋の經文には、晋の太子申生の死を以て、僖公五年の春に在りとなし、左傳の文には、之を以て前年十二月の事となせり。思ふにこれ左傳の文に於て僖公五年正月辛亥朔旦冬至なることを示せる結果なるべし。然る所以は、經文に於て此年九月戊申朔に日蝕あり。若し果して正月朔が辛亥ならば、太初曆若くは三統曆によりて推算せる結果は、戊申朔を七月に置かざるべからず。故に左傳の作者は必ず經文の曆日を以て二個月を誤りたるものとなし、之によりて春の記事を前年冬に送り出したるならん。「十二月戊申縊于新城」と其日までをも示したるは、何に本づきしやを知らずと雖も、晋が夏曆を使用したる證とはなすべからず。

(二) 韓の戰

僖公十五年の經に曰く、

十有一月壬戌。晋侯及秦伯戰于韓。獲晋侯。

と。傳に曰く。

九月晋侯逆秦師。(中略)壬戌戰于韓原。

と。此相違は如何なる原因によるか。翌年の經を見るに、

正月戊申朔。隕石于宋五

とあり。さて三統曆法によりて、僖公十六年正月朔の干支を推算すれば、丁酉となる。されば戊申を以て朔とするものは、五月なるべからずして、前年十一月ならざるべからず。よりて經文に於て十五年十一月とするものは、此真正なるべき三統曆法にては、九月とせざるべからず。これ左傳の作者が韓の戰を九月とせし所以ならん。晋が夏曆を使用せし證とはならざるなり。

(三) 襄公二十七年の日蝕

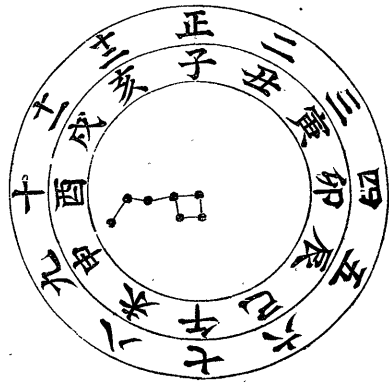
經に曰く、

冬十有二月乙亥朔。日有食之。

と。傳に曰く、

十一月乙亥朔。日有食之。辰在申。司歷過也。再失閏矣。

と。襄公二十七年の正月朔の干支は三統曆法によれば己卯なり。されば、此年に於て、乙亥を以て朔とするの月は、同じ曆法によれば、九月ならざるべからず。而して、辰在申といへるは、北斗の柄が宵に於て申の方角に建^{ツキ}すの意にして、周曆の正月は建子の月なれば、建申の月



は即ち九月に相當す。これ乙亥朔の九月にあるべき證據として左傳の作者の特に意を用ひて記載せる所なるべし。且又十一月乙亥朔と記せるは當時の曆官が二回の閏月を置くことを怠りたる結果なるを言はんが爲なり。經文に十二月とあるに拘はらず傳文に十一月と記したるは如何にしても三たび閏月を置くことを怠りしとは誣ふること能はざるによりしならんか。何となれば、三たび閏月を置くことを怠らば、全く一季の錯誤を生ずべくたとひ古代の曆家の疎漏に出づとするも、此の如き非常なる誤あらんとは到底信ずべからざればなり。又思ふに左傳の作者は經文に於ける十二月の文字を以て十一月の誤寫と見做したるものにもあるべきか。

抑も此日蝕は、太陽曆によれば、西紀前五百四十六年十月七日に在り。北斗の建を考ふれば、當に戌を指すの月ならざるべからず。されば辰在申とは三統曆法による逆算の誤謬にして、先秦時代の記録に非ざること明白なり。

漢書の五行志に此日蝕を叙して曰く、劉歆以爲九月。周楚分」と。これ明に左氏傳の記事が劉歆以前の春秋學者の説に合せずして、始めて劉歆の説と一致するを示すものなり。

(四) 絳縣老人の語

漢代の曆法より見たる左傳の偽作

襄公三十年 (B.C. 543) の傳に曰く、

二月癸未。晉悼夫人。食輿人之城杞者。絳縣人。或年長矣。無子。而往與於食。有與疑年。使之年。曰。小臣小人也。不知紀年。臣生之歲正月甲子朔。四百有四十五甲子矣。其季於今三之一也。吏走問諸朝。師曠曰。魯叔仲惠伯會卻成子于承匡之歲也。是歲也。狄伐魯。叔孫莊叔於是乎敗狄于鹹。獲長狄僑如。及黶也豹也。而皆以名其子。七十三年矣。史趙曰。亥有二首六身。下二如身。是其日數也。士文伯曰。

然則二萬六千六百有六句也。云々。

と。此說話の意味は、魯が狄を敗りたる文公十一年 (B.C. 616) の正月甲子朔より、襄公三十年の二月癸未の日迄に、 $60 \times 444 + 60 \times \frac{1}{3} = 26660$ 日を経過せりと云ふことなり。文公十一年正月朔が甲子なりとは、これ三統曆法の計算によるものにして、僖公五年辛亥朔旦冬至の日より數ふれば、正に此の如し。文公十一年正月朔より七十三年日は襄公二十九年に當る。然るに文公十年は恰も十九年の週期の首に位するを以て、其翌文公十一年正月朔より襄公二十九年十二月晦迄の日數は、 27759 (七十三年の日數) $- 354$ (文公十年の日數) $+ 354$ (襄公二十九年の日數) $+ 384$ (襄公三十一年の日數) $= 26667$ なり。故に襄公三十年二月癸未は其實前年十二月下旬に在らざるべからざるものなり。其此の如き錯誤を生じたるは何故ぞや。これ即ち前項に引きたる襄公二十七年以前に於て再び閏月を置くことを怠りたる結果としてのみ解釋すべきものなり。是に由て之を觀れば、劉歆の三統曆は常に此種の問題を解くの管鍵たる

ものなり。舊來の學者此絳縣老人の言中にある文公十一年正月甲子朔を以て夏代の曆法によりたるものとし、よりにて以て晉國が夏曆を使用し居たりし證となせども、これ決して肯綮を得たるの説といふべからず。且つ此等の學者は七十三年の數に拘泥して、文公十一年より襄公三十年迄は七十四年なるが故に月日の計算理に合せずとなし、強ひて之を夏曆の法に附會して二月癸未を前年の部に繰入れ、以て七十三の數に合せしめんとせり。焉んぞ知らん、年は即ち收穫なる本義を脱了せずして、文公十一年正月より襄公三十年二月迄は實に七十三回の收穫を経たりしことを。而して再び閏月を置くことを怠れる結果として考ふれば、前年の十二月が翌年の二月となされたるも、何等の疑ふべきものなきことを。

(五) 左傳中の夏曆の記事

上來叙述したる諸例中、(一)及び(四)は從來の學者が認めて以て晉國が夏曆を用ゐたるの證となすものなれども、吾人は其根柢なき議論なるを斷ぜざるを得ず。しかも亦左傳中に夏曆に關する記事全くなきに非ず。僖公五年の條を見るに左の文あり。

八月甲午。晉侯圍上陽。問於卜偃曰。吾其濟乎。對曰。克之。公曰。何時。對曰。

童謠云。丙漢書によれば丙の下に子の字を脱す之辰。龍尾伏晨。衽服振々。取虢之旂。鶉之贄々。天策焯々。火中成軍。虢公其奔。其九月十月之交乎。丙子旦。日在尾。月在策。鶉火中。必是時也。冬十二月丙子朔。晉滅虢。云々。

と。龍尾鶉火天策は皆星座の名なり。此説話の主意は、童謠が虢國の滅せらるゝ月日を豫

言し、而して其豫言の適中したるを述べたるなり。十二月の丙子朔を以て、卜偃が九月の末十月の初となしたるは、即ち其間に於て二月の差を有するものにして、夏の正月は週の三月なるの規定に一致す。これ卜偃の言が所謂夏曆によりたるの證左なり。然るに十二月朔の丙子なることは、經文に記されずと雖も、傳文に此年正月朔を辛亥とせるものとは記載の體裁上必ず連絡すべきものなり。僖公五年正月朔が辛亥なることは三統曆法によりて推算せる結果に出でしものにして、此事は前に已に論じたる所にて明なるべければ、此十二月丙子朔もまた同一の根源より出でたるものなるべし。試みに、三統曆法によりて計算すれば、十二月朔は正月朔の後 $30(E)+29(I)+30(II)+29(IV)+30(V)+29(VI)+30(VII)+29(VIII)+29(IX)+29(X)+30(XI) \equiv 325$ 日にありて、其干支は辛亥の後 $(325 \div 60) \equiv 5$ (滄黎₂₅)二十五日にあり。此れ即ち丙子なり。果して豫想の如し。されば此一段の説話はまた三統曆の影響を受けたるものと推定するの外なし。况や其童謠を引きて將來を卜するが如きは、前漢末に流行せる讖緯の習氣を帶べるが如きに於てをや。而して其九月十月之交の文あるは、特に漢代の學者が重大事の一とせる夏殷周三正の説に本づきて、周曆と夏曆との相違の點を實例によりて示さんとせるものなるべくして、左傳の作者の苦心に成りたるものと斷ずるの外なきなり。而して又僖公五年の傳に於て天文曆日に關する記事の特に輻輳せるは、其七十六年の週期の首に當るを以て左傳の作者の大に力を注げる所なるを察すべきなり。

之を要するに左氏傳の曆法は春秋の曆法と全く異にして、宛も前漢の劉歆が修正を加へ

たる三統曆に合す。三統曆は未だ精確なる天象觀測の結果に成りしものにあらざるを以て、其誤謬漸く發見せられ、後漢の中世既に新に四分曆の制定を見るに至れり、四分曆は或意味に於て太初曆に復古したるものなり。されば其れより五六百年以前なる春秋時代の曆日を三統曆によりて逆推し、其精確を得んことは到底不可能の事に屬す。故に左傳に於ける曆日の記載にして春秋の經文によらざるものは、全く三統曆家の臆造偽作に出でたるを斷定すべきなり。

七、漢書律曆志に見えたる春秋時代の曆法

漢書律曆志は殆ど全く三統曆法の書なり。故に其書經詩經春秋等の記事を引きて、上代の曆日を説明するに當りては、常に此等の記事が全く三統曆に一致するものなるを論斷して、三統曆が數千萬年を通じて些少の誤差をも生ぜざる最も精確なる曆法なることを證明せんとせり。然るに、三統曆の性質たるや、吾人が既に述べ盡したるが如く、甚だ不精確なるものなり。故に古代の記事が三統曆に合すれば合する程、吾人は益々其三統曆家の偽作若くは附會のものなるを斷言するに憚らざるなり。今漢書律曆志に於ける春秋時代の曆法の記事を掲出して、三統曆家が偽作附會の跡を暴露し來らん。

春秋。隱公春秋即位十一年。及桓公軌立。此元年。上距伐紂四百歲。桓公春秋即位十八年。子莊公同立。莊公春秋即位三十二年。子愨公啓方立。愨公春秋即位二年。及釐公(僖公と同じ)申立。釐公五年正月辛亥朔旦冬至。殷歷以爲壬子。(漢末に殷歷家といふものあり。春秋命歷

序には僖公五年壬子朔旦冬至とあり。こ) 距成公七十六歲。是歲距上元(日月五星同)十四
祀殷歷家の説によれるものなるべし。 (こ) 距成公七十六歲。是歲距上元(日月五星同)十四
萬二千五百七十七歲(如何にして此數を得たるかといへば、三統曆による時は、五星の一點に集
顛頤の時此事あり。三統即ち四千六百七十七年の週期を之に當て、算ふれば、 $138290 + 4617 = 142907$ 不 2170
にして、顛頤の時此事ありし年よりして二百七十年の後十一月甲子朔旦冬至を得。此年より四
千六百十七年を経て、太初元年となるなり。而して僖公五年は太初元年) 得孟統(三統に名づく
に先だつこと五百五十一年なれば、 $13340 + 270 + 617 = 601 + 14297$ を得るなり) 得孟統(三統に名づく
す。) 五十三章(十九章は首) 故傳(左氏傳) 曰。五年春王正月辛亥朔日南至。八月甲午晉侯
圍上陽。童謠云。丙子之辰。龍尾伏辰。衾服振々。取號之旂。鶉之賁々。天策焯々。
火中成軍。虢公其奔。卜偃曰。其九月十月之交乎。丙子且。日在尾、月在策。鶉火
中。必是時也。冬十二月丙子滅虢。言歷者以夏時。故周十二月夏十月也。是歲歲在
大火。故傳(國) 曰。晉侯使寺人披伐蒲。重耳奔狄。董因曰。君之行。歲在大火。後十
二年。釐之十六歲。歲在壽星。故傳(國) 曰。重耳處狄。十二年而行。過衛五鹿。乞食
於野人。野人舉塊而與之。子犯曰。天賜也。後十二年。必獲此土。歲復於壽星。必
獲諸侯。後八歲。釐之二十四年也。歲在實沈。秦伯納之。故傳(國) 曰。董因云。君以辰
出。而以參入。必獲諸侯。春秋釐公即位三十三年。子文公興立。文公元年距辛亥朔
旦冬至二十九歲。是歲閏餘十三。正小雪。閏當在十二月後。而在三月。故傳(左) 曰。
非禮也。後五年閏餘十。此歲亡閏而置閏。閏所以正中朔也。亡閏而置閏。又不告朔。
故經曰。閏月不告朔。言亡此月也。傳(左) 曰。不告朔非禮也。(孔子が春秋の經文を記す
告朔の式を行はざりし事實を述べたるのみ。若し左氏の言の如く閏を置くべからざるに閏を
置きしを咎めたりとせば吾人は更に孔子が標準とせる歴法の如何なるものなりしかを問はず)

るべからず。而して左氏が取る所の歴法は孔子の時に未だ有らざりし所のものなり。孔春秋子何ぞ之を知ることを得んや。又之によりて當時の歴家の疎漏を咎むることを得んや。宣公即位十八年。子宣公倭立。宣公春秋即位十八年。子成公黑肱立。成公十二年正月庚寅朔且冬至。(左傳に記載なし。三統曆によ)殷歷以爲辛卯。距定公七年。七十六歲。春秋成公即位十八年。子襄公午立。襄公二十七年距辛亥百九歲。九月乙亥朔。是建申之月也。魯史書十二月乙亥朔。日有食之。傳(左)曰。冬十一月乙亥朔。日有食之。於是辰在申。司歷過也。再失閏矣。言時實行以爲十一月也。不察其建。不考之於天也。二十八年距辛亥百一十歲。歲在星紀。故經曰。春無冰。傳(左)曰。歲在星紀。而淫於玄枵。三十年歲在娵訾。三十一年。歲在降婁。是歲距辛亥百一十三年。二月有癸未。上距文公十一年會于承匡之歲夏正月(夏曆の正月といふの意なれど、夏字は必ず後人の結果は、此年周曆正月朔が甲子に當ることを證明すればなり。)甲子朔。凡四百四十五甲子。奇二十日。爲日二萬六千六百有六旬。故傳(左)曰。絳縣老人曰。臣生之歲正月甲子朔。四百四十有五甲子矣。其季於今三之一也。師曠曰。郤成子會于承匡之歲也。七十三年矣。史趙曰。亥有二首六身。下二如身。則其日數也。士文伯曰。然則二萬六千六百有六旬也。春秋襄公即位三十一年。子昭公稠立。昭公八年歲在析木。十年歲在顛頊之虛。玄枵也。十八年。距辛亥百三十一歲。五月有丙子戊寅壬午。火始昏見。宋衛陳鄭火。二十年春王正月。距辛亥百三十三歲。是辛亥後八章首也。正月己丑朔且冬至。失閏。故傳(左)曰。二月己丑日南至。(此年の冬至はチャルマー(ス)によれば、辛卯に當る。)三十二年。歲在星紀。距辛亥百四十五歲。盈。

一次矣。(三統暦法に木星一年の運行を $1/12 \times 145 / 144$ に故傳(左)曰。越得歲。吳伐之。なせり。然も其實は大畧 $1/12 \times 57 / 86$ なり。)

必得其咎。春秋昭公即位三十二年。及定公宋立。定公七年正月己巳朔旦冬至。殷歷

以爲庚午。距元公七十六歲。春秋定公即位十五年。子哀公蔣立。哀公十二年冬十一

月(今の左傳には十二月に作る。)流火。非建戌之月也。是月也螽。故傳(左)曰。火伏而

後蟄者畢。今火猶西流。司歷過也。詩曰。七月流火。(火は 90° 中の一等星なり。此年冬十一月は、チャルマリスによれば、

凡そ陽曆十月に當る。即ち建戌の月なり。B.C. 483に於て此月の夕に火の見ゆることなし。左傳には此語を以て孔子の言ふ所となせりといへども信ずべからず。此説話は必ず經文に於て十一月に螽ありといへるに附)春秋哀公即位二十七年。自春秋盡哀十四年。凡二百四十二

會せる後人の僞作なるべし)年。

以上律歷志の文中に在る所は、多くは左傳の暦法の章に於て既に引用し論評せる所のものなり。仔細に之を研究すれば、漢末歷家の用意の極めて周密なるに驚かざるを得ず。其三統暦をして、精確なる推歩に本づけること、現今の暦法の如くならしめば、數千年を経たらん後といふとも、誰か左氏傳の記事の僞作なりしを窺ひ知ることを得んや。

八 左氏傳は漢の劉歆の僞作なり

吾人は漢代に於ける暦法を研究して、之を左氏傳の記事に參照し、遂に其春秋の曆日と齟齬して却りて劉歆の三統暦法と符節を合するが如きを見、又劉歆の三統暦法が希臘のカリップスの創めたるサイクルに易理を習合せる頗る非科學的のものなるを見て、左氏傳中の曆日に關する記事にして、特に三統暦法に合するものは、必ず三統暦家の僞作に出でしものな

らざるべからざるを断定するを得たり。而して此僞作を試みたる三統曆家の果して何人なるかを定むるにつきては、先づ左氏傳の傳來につきて研究する所なかるべからず。

左氏傳は劉歆以前に於ては未だ世に知られず。左丘明の著として世に傳はりしものは、たゞ國語ありしのみ。國語は司馬遷が其史記を録するに當りて引用したるものゝ一なり。但し其書たるや、今の世に存する國語とは同一物にあらずと雖も、其一部分は今のものゝ中に傳へられたるなるべし。而して司馬遷の時代に左氏傳の存在せしや否やは實に疑はしく、史記中往々春秋古文、左氏春秋等の語なきに非ずと雖も、何れも後人の攙入に成りたるの嫌疑なきに非ず。何となれば、史記が司馬遷以後に於て多少の附加を蒙りたるは明白なる事實なればなり。又漢書に至りては、其儒林傳に賈誼張蒼等の名を掲げて、漢初に於ける左氏春秋の傳來を述べ、其河間獻王傳には左氏春秋の採集せられたる事を記したれども、漢書は劉歆以後の書にして、其記事中には劉歆の著述を轉載したるものあれば、未だ充分なる證據となすに足らず。抑も左氏傳の世に出づるに至りたる手續は漢書劉歆の傳の中に詳なり。今其大意を叙すれば、劉歆は孝成皇帝の河平年中(BC 28-25)に詔を受けて其父なる劉向と共に秘府の書籍を校することを掌り、六藝傳記諸子詩賦數術方技を講究して其蘊奥を得たりしが、嘗て秘書中より古文字にて記せる春秋左史傳を發見し、大に之を愛讀したりき。其頃丞相の史官たる尹咸も、左氏に通ずるの故を以て歆と共に經傳を校したれば、歆は尹咸と丞相翟方進とに就きて左氏傳の訓話天文等に關する質問を試み、又始めて傳文を引きさて

經文を解し、義理の攻究も大に備はることゝなれり。漢代に於ける春秋の學は最初公羊傳廣く行はれ、其後穀梁傳出て、劉歆の父劉向は此穀梁傳を廣むるに功ある人なりしが、劉歆に至りて始めて大に左氏傳を標榜して其三傳中最も優良なるを主張し、其漸く哀帝に親近せらるゝに及び敢て建言して左氏春秋及び毛詩、逸禮、古文尙書を大學に採用せしめんとせり。哀帝は之によりて歆をして五經博士等と此等の書の義理を討論せしめたりしに、博士等は多くは之に對して耳を傾くるとなく、其中に於て過激なる人々は却て歆を彈劾して、恣に舊章を改亂し先帝の立てたる經學を非毀すと奏するに至れり。劉歆は之によりて一たび都を去るの止むなきに至りしが、其後大に王莽に用ひられてより、其學も稍廣まりたれど、後漢の世に入りてもなほ之を非難するもの多く、光武帝の建武年間一たび大學に採用せられしも、論難依然として止まず、暫時にして廢せられき。其後劉歆の左氏學は鄭興、賈逵等に傳はり、鄭興及び其子鄭衆の盡力によりて、和帝の元興十一年(西曆九十九年)再び大學に採用せられ、遂に公羊穀梁の二傳を壓倒するに至れり。

以上叙述する所を以て見れば、左氏傳は劉歆が始めて之を世間に發表したるものなり。而して劉歆は實に三統曆法の創立者なり。然らば則ち左氏傳中の記事にして三統曆の智識を包含するものは劉歆の手に成りたること毛頭疑ふべき所なし。但し劉歆と共に左氏傳を校合し且つ劉歆の質問を受けたりといへる尹咸は、嘗て太史令となりたりし人にて、數學に長じたりといへば、三統曆法の創立及び之を左氏傳中に適用することは、其實此人の努

力に出でたるものなるべし。されば、五經博士等が劉歆を以て恣に舊章を改亂せるものとなせるも當然の事理なりといふべし。

次に來るべき問題は、左氏傳の曆日に關する記事のみが、特に劉歆によりて攙入せられたるものにして、其他の部分は既に其以前に存在したりしや否や、是なり。

吾人は曆法上の研究によりて左氏傳の一部分が前漢末の學術に影響せられたるを知る。然らば則ち其他の部分にしてまた同時代の學風を表現するが如きものあらば、此等をも亦劉歆等の手に成りたりと信すべき理由を有す。吾人は是に於て左傳を調査して、讖緯、卜筮等の諸點に於ても亦前漢末に於ける劉歆等一派の學風と密接なる關係ありと認むべき記事を検出するを得たり。今左に其概略を述べべし。

(一) 讖緯。讖緯の學は前漢の末葉に於て始めて起る。讖は神祕なる原因によりて現れたる文字或は語句等を指し、緯は孔子の著作といへる古文字の書を指し、經書を輔翼するの義あり。緯書の孔子の著に非ずして前漢末の學者の假託に出でたるや論なし。讖緯の學とは即ち讖或は緯によりて未來を察するの學なり。今左傳中に見えたる神祕なる文字によりて未來を察するの例を擧ぐれば、其卷頭に於て隱公の事を叙するの條に曰く、

宋武公生仲子。仲子生而有文在其手。曰爲魯夫人。故仲子歸于我。

と。これ仲子の手掌の紋が自ら魯古文成なる文字を成して、他日魯の夫人となるを豫示せるをいへるものなり。

(二) 卜筮。前漢の末葉、京房の易盛に行はる。其說從來の諸家の說と大に異なりて、一年の日數三百六十五日四分の一に六十四卦を配當して毎日の吉凶を定むるが如き極めて煩瑣なるものなりき。次て費直の易出て、古文字にて記したる本文のみによりて判斷をなし、煩瑣なる方法をば一切之を却けたりといふ。後漢の鄭玄は左氏傳を崇奉するものにして兼て費直の易を學ぶものなり。費氏の書今傳はらざるを以て、暫く鄭氏の說によりて之を察するに、互體を論ずること其特色なるが如し。互體とは易卦の六爻の中に於て第二爻より第四爻に至るまでを取りて一卦とし、又第三爻より第五爻までを取りて一卦とすることを言ふ。元來易卦の六爻は之を上下の二卦に分つべきものなれば、互體を論ずることは必ず第二次の發展ならざるべからず。而して費直以前の易說に於ては、互體の說ありしや否や明ならず、又京房の說には決して互體を含まざれば、此事或は費直の創說なりしやも未だ知るべからず。今左傳を檢するに、互體を見て占するの記事あり。僖公十五年の條に曰く、
(上略) 其卦遇蠱 ䷑。 曰千乘三去。 三去之餘。 獲其雄狐。 夫狐蠱。 必其君也。 蠱之貞。 風也。 其悔山也。 歲云秋矣。 我落其實。 而取其材。 所以克也。 實落材亡。 不敗何待。 と。
䷑は艮にして山、狐及び果實の義あり。 ䷑は巽にして風の義あり。 其互體なる ䷑は兌にして正秋の義あり。 ䷑は震にして車の義あり。 故に此卜筮の辭中に千乘といひ、秋といへるは皆互體の說より出てたるものなり。 然らば則ち左傳中の卜筮の記事もまた前漢末の學風の影響を受けたるものなるべし。

此他尙漢末に於て生じたる著しき機運は古字の學と、古制度の學の勃興なり。而して左氏傳は古字にて書せられ、其中には周代の制度を詳説すること多し。これまた前漢末の學風の影響を受けたりと見るべきものなるべし。

以上の諸例によりて考ふれば、左氏傳中には、曆日に關する記事以外に於て、なほ前漢末の學者の手に出でたりと信ぜらるべき多くの分子を有す。果して然らば、左氏傳の書たとひ劉歆以前に存せりとするも、其劉歆の手を経て世に出づるに當りては、必ず大なる改攙を経たりしなるべし。況や劉歆以前に左氏傳の存在せりといへる證憑の極めて薄弱なるに於て、吾人は其全部が劉歆の編纂に出でたりとなすことの却て正當なる見解なるを思はずんばあらず。

熟ら按ずるに、漢代經學の本幹は所謂訓詁の學にあらずして、天人の關係を察するの點にあり。詳言すれば、占星を論じ、災異を論じ、卜筮を論じ、豫言を論じ、政治と天象との關係を論ずるにあり。董仲舒が武帝を説きて儒學を採用せしめたるも、其天人合一の理を述べたるが爲なることは、其上書を讀みて明に知ることを得べし。これより後の學者皆五經を藉りて災異を論じ、競うて豫言を試み、之によりて王公の尊信を得たるもの多く、前漢の末葉には、僞書を作りて新説を標榜するものを生じ、遂には緯書を僞作して之を孔子の名に託するものあるに至り、揚雄の如きは、更に古人の名に託せずして自ら太玄法言を著し、以て易經、論語に陵駕せんと試むるに及べり。此の如き時代の風潮に棹すものにして有爲の資あるもの

は、必ず自ら新説を樹て、以て一世を睥睨せんことを求むるは、理の親易き所なり。劉歆皇族の末に列し、博學多才にして功名の心燃ゆるが如し。其祕府の書を校するの任を帯びて、他人の窺知るを得ざるの所に立ち、豊富なる材料と多數の學徒とを使役して、僞書の製作を試み、之を古人の名に託して、世俗の信用を買はんとするの事決して無しといふべからず。而して左氏傳の書及び其學説は實に劉歆によりて始めて世に公にせられ、其眼目とする所は天人の關係にありて、正に漢代經學の風氣に合し、且つ其中に前漢末世の傾向の明に認むべきものあり、而して其曆法に至りては又實に劉歆の創定する所に係る。然らば則ち左氏傳の書が劉歆の編著に出づるものなること論を須たずといふべし。其文辭の先秦の氣象を帯びたるが如きは、從來存在せる國語中の材料を採取し、或は之を模擬したるが爲なること疑ふべきにあらず。其文字を古文即ち古字となせるは、當時に於ける古文字學小學の流行に合するものにして、其文辭を古文辭となしたるも、また當時に於ける古文辭派爾雅の趨向に副へるものなり。然らば則ち、其古字、古語、古文辭なるの故を以て、直に之を先秦の遺篇と斷ずるの理由は毫も存することなし。

抑も左氏傳の價值を疑ふもの古來其人少からず。漢代の諸儒の駁議は今措きて論ぜざるも、唐の啖助は既に之を評して、叙事雖多。釋意殊少。是非交錯。混然難證。といひ、宋の林栗は其中にある君子曰云々の評語を以て劉歆の辭なりとなし、朱熹も亦君子曰云々の條以て義理淺薄にして見るに堪へずといひ、又其著作の年代及び著者を論じて

左氏不必解是丘明。如聖人所稱。愍是正直底人。如左傳之文。自有縱橫意志。史記却說。左丘失明。厥有國語。或云。左丘明左丘其姓也。左傳自是左姓人作。又如秦始有臘祭而左氏謂虞不臘矣。是秦時文字分明。

といへり。其後清朝の中世以後公羊傳の學復び起るに及び左傳を駁撃する者益多く、康有爲の如きは新學僞經考を著して、其中に左氏傳が劉歆の僞作に成れるを辯じて殆ど餘蘊なきに至れり。其漢書劉歆傳を論ずるの條に曰く、

按。班固浮華之士。經術本淺。其修漢書。全用歆書。不取者僅二萬餘言。其陷溺於歆學久矣。此爲歆傳。大率本歆之自言也。左氏春秋至歆校祕書時乃見。則向來人間不見可知。(中略)云。韻從尹咸翟方進質問大義。此與儒林傳叙左氏師傳。自賈誼至尹更始。皆歆僞造淵源。按翟方進傳云。受春秋。積十餘年。經學明習。徒衆日廣。諸儒稱之。又云方進難受穀梁。然好左氏傳。其左氏則國師劉歆師也。方進雖習春秋。實非左氏。歆既重其名位。又必託所由來。稱父向不能非。既誣其父。又誣其師。可謂絕無入心者矣。尹咸本同校書者。然但校數術。經學必不如歆。足見其僞。(中略)乘父向既歿。獨任校書。無人知祕府之藉。因得借祕書而行其僞。漢世春秋之學最盛。歆思自樹一學。校書得左氏國語。以爲可借之釋注。以售其奸。不作古字古言。則天下士難欺。故託之古文。此歆以古文僞經之始也。

と。以て其論鋒の犀利なるを見るに足れり。然りと雖も康有爲の論ずる所は、皆消極的の

方法に係り、未だ確乎たる證左を舉げて、其然る所以を斷言すること能はざりき。吾人今漢代曆法の研究の光を以て左氏傳の記事を照すに及びて、康氏の論辯も始めて其根據を得、二千歳の疑事始めて氷釋するを得たり。

チャルマーメの研究は、左氏傳の著作せられたる時代の論に及び(レツグ英譯春秋卷首第一百頁)其歳星の記事を以て之を戰國の中葉、西紀前三百四年若しくは其前後に於ける觀測の結果に本きて逆算せるものとなし、之に依て左氏傳を其頃の産物と推定せり。されど、こは襄公二十八年に於ける歳在星紀而淫於玄枵の文のみによりて論じたるものにして未だ徹底したる意見にあらず。トーマス、レグは此説に依て更に歳星に關する記事が其頃新に作爲せられ、其後秦漢の際に至りて左丘明の著述中に攙入せられたるものとなせり。されど是亦精到の見にあらず。思ふに、チャルマーメの論ずる所は西歐日新の學術を應用したるものにして從來日本支那の學者の説く所に比ぶれば、優に一頭地を抜けるものなりと雖も、漢籍の涉獵未だ廣きを得ずして遂に往々其結論を誤るに至れるは、其人の爲めに大なる遺憾とすべきなり。

漢代の曆法より見たる左傳の眞僞は以上論ずる所略、其大體を盡せり。之を要するに、漢代の曆法はアレキサンダー大王が遠征後即ち戰國以後に於て希臘より支那に傳來せるものにして、劉歆は此曆法即ち太初曆と易理とを習合して新に三統曆を作り、同時に諸般の新學説を結合し、此等の典據を孔子の春秋に置かんが爲に、之を其時代の史實中に織込みて左氏傳を編輯し、以て自家の學説を宣傳するの資に供したるものなり。(畢)